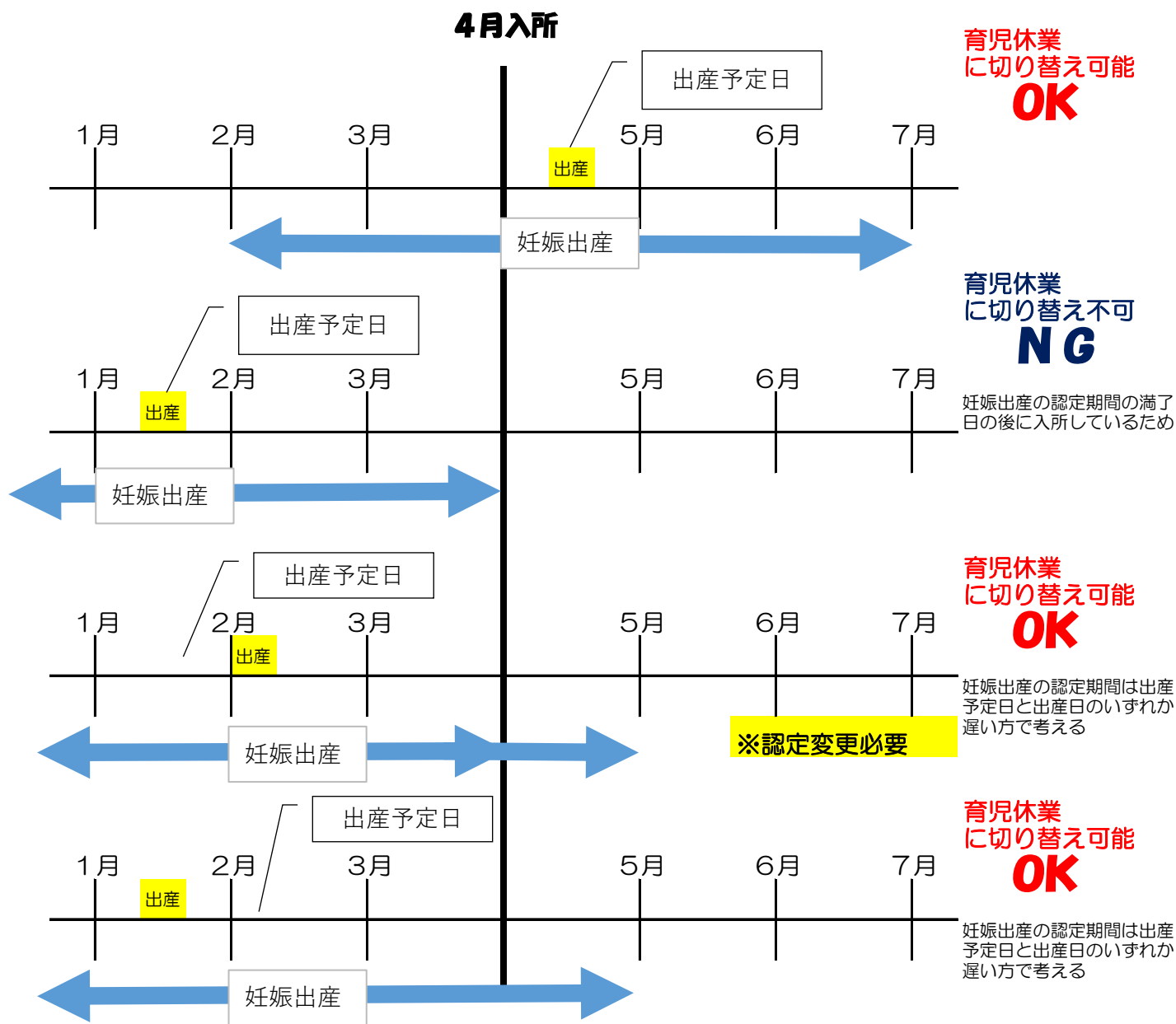


入所後に育児休業認定が適用できる範囲について

育児休業認定を適用できるのは、入所日が妊娠出産による認定期間の満了日より前に入所した児童となります。申請時点で妊娠している人は出産予定日によって育児休業の認定を利用できない場合がございます。



育児休業中に「労働」で申請する場合は、入所月の月末までに育児休業を満了する必要があります。妊娠中に「労働」で申請する場合は、産前休業の取得前または、産後休業の取得後に育児休業を満了する必要があります。復職できない場合は、保育園を退園することとなります。

「労働」以外の指数で選考した場合は、育児休業の満了が申請する条件ではないため、復職することなく育児休業の認定に切り替えることが可能です。